

**熊本市新西部環境工場整備及びび運営事業**

**基本協定書(案)**

平成 23 年 8 月

熊本市

## 目 次

第1条	(目的).....	1
第2条	(市及び[●]グループの義務).....	1
第3条	(運営事業者の設立等).....	1
第4条	(株式の譲渡).....	2
第5条	(特定事業契約の締結).....	2
第6条	(談合その他の不正行為に係る賠償の予定).....	3
第7条	(本事業契約不調の場合の処理).....	3
第8条	(秘密保持).....	4
第9条	(準拠法及び管轄裁判所).....	4
第10条	(有効期間).....	4
第11条	(定めのない事項).....	4

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業(以下「本事業」という。)に関して、熊本市(以下「市」という。)と[●]グループの[●]、[●]、[●]及び[●]は、次の条項により、この基本協定を締結する。

※ 落札者が単独企業の場合には、「[●]グループ」の文言を調整します。

(目的)

第 1 条 この基本協定は、本事業に関し[●]グループが落札者として決定されたことを確認し、市と[●]グループ及び運営事業者との間で特定事業契約の締結並びに本事業の実施に向けて、市及び[●]グループ双方の役割及び義務について必要な事項を定めるものとする。

2 この基本協定において、次の用語は次に規定する意味を有する。

- (1) 「本施設」とは、本事業において要求水準書に従い建設される一般廃棄物処理施設である熊本市新西部環境工場をいう。
- (2) 「運営事業者」とは、本施設の運営業務の実施のみを目的とした会社として[●]グループが第 3 条に従い設立する会社をいう。
- (3) 「特定事業契約」とは、本事業の基本事項を規定する基本契約、本施設の設計・施工に関する事項を規定する工事請負契約(仮契約を含む。)、本施設の運営業務に関する事項を規定する運営業務委託契約、飛灰の運搬に関する事項を規定する運搬業務委託契約、飛灰の再資源化に関する事項を規定する飛灰処理委託契約を総称していう。
- (4) 「構成員」とは、[●]グループの企業のうち運営事業者の株主となる者をいう。
- (5) 「協力会社」とは、[●]グループの企業のうち運営事業者の株主とならない者をいう。
- (6) 「構成企業」とは、構成員及び協力会社を個別に又は総称していう。
- (7) 「事業者提案」とは、本事業の入札において[●]グループから市に提出された提案書をいう。

(市及び[●]グループの義務)

第 2 条 市及び[●]グループは、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 [●]グループは、特定事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続きに係る審査委員会及び市の要望事項を尊重するものとする。

(運営事業者の設立等)

第 3 条 構成員は、この基本協定締結後、速やかに、次に掲げる要件を満たす運営事業者を設立し、運営事業者に係る商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写し

を添えて、市にその設立を書面により報告しなければならない。

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく株式会社であること。
- (2) 運営事業者の本店所在地は、熊本市内であること。
- (3) 本事業のうち本施設の運營業務の実施のみを目的とすること。
- (4) 会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定めを置いていること。
- (5) 会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていないこと。
- (6) 設立時の運営事業者の株主の構成及び出資額は別表 1 に記載するとおりであること。

※ 落札者の提案に基づき別表 1 に記載します。但し、代表企業の保有割合は 100 分の 50 を超えることとします。

※ 運営事業者の資本金は本施設の運営開始の時までに金 5、000 万円以上とし、運営期間を通じこれを維持することとします。設立時に金 5、000 万円以上とする必要はありません。

- 2 構成員は、運営事業者の取締役が選任され、又は改選された場合、若しくは提案書で提案されている運営事業者の経営体制が変更される場合は、運営事業者をしてこれを市に報告させるものとする。

(株式の譲渡)

- 第 4 条 構成員が、運営事業者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合は、事前に書面による市の承諾を得なければならない。

(特定事業契約の締結)

- 第 5 条 市と[●]グループ及び運営事業者は、平成 24 年 2 月中を目処として、本事業にかかる別表 2 に掲げる契約を、それぞれ締結するよう最大限の努力をするものとする。ただし、工事請負契約は、市の議会の議決により本契約を締結する仮契約とし、工事請負契約以外の契約は、工事請負契約の本契約締結を効力発生の条件とする。

- 2 いずれかの構成企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、市は、特定事業契約を締結しないことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ、同条第 6 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

- (2) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第 50 条第 4 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

- (3) 独占禁止法第 66 条第 1 項の規定による却下の審決、同条第 2 項の規定による棄却の審決又は同条第 3 項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決(当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
  - (4) 独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (5) 構成企業又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条(第 3 号を除く。)若しくは第 95 条第 1 項(第 2 号及び第 3 号を除く。)の刑が確定したとき。
- 3 市及び[●]グループは、この基本協定の締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償の予定)

第 6 条 市は、いずれかの構成企業が前条第 2 項各号のいずれかに該当したときは、特定事業契約不締結又は解除にかかわらず、賠償金として、入札書に記載の入札金額の 100 分の 20 に相当する額を[●]グループから徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第 2 項各号に掲げる場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に該当するとき。
  - (2) 前条第 2 項第 5 号に掲げる場合において、構成企業又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第 198 条の刑であるとき(当該確定した刑が同条の刑のほか、刑法第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条(第 3 号を除く。)若しくは第 95 条第 1 項(第 2 号及び第 3 号を除く。)の刑であるときを除く。)
  - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合は、構成企業は共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第 1 項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(本事業契約不調の場合の処理)

第 7 条 工事請負契約の締結について熊本市議会の議決が得られなかったとき及びその他事由のいかんを問わず特定事業契約の締結に至らなかった又は効力を生じなかった場合は、既に市及び[●]グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第 6 条に規定する賠償金の支払を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認

する。

(秘密保持)

第8条 市及び[●]グループは、この基本協定の履行に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及び法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 この基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(有効期間)

第10条 この基本協定の有効期間は、締結の日から全ての特定事業契約が締結され、その効力が発生したときまでとする。

2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約のいずれかが締結に至らないこと又はその効力が発生しないことが明らかになったときは、特定事業契約の締結不調又はその効力が発生しないことが明らかとなったことを市が[●]グループに通知した日をもって、この基本協定は終了するものとする。ただし、この基本協定の終了後も、第5条から第9条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(定めのない事項)

第11条 この基本協定に定めのない事項については、市及び[●]グループが必要に応じ協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を 2 通作成し、市及び[●]グループが、それぞれ記名押印の上、市及び[●]グループの代表企業が各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

熊本市

熊本市長 ●

[●]グループ

代表企業

[住所]

[事業者名]

代表取締役

構成員

[住所]

[事業者名]

代表取締役

構成員

[住所]

[事業者名]

代表取締役

協力会社

[住所]

[事業者名]

代表取締役

協力会社

[住所]

[事業者名]

代表取締役

別表 1

運営事業者の資本金の額及び株主構成

運営事業者の設立時

運営事業者の資本金の額 【〇〇〇〇】 円

運営事業者の発行済株式の総数 【〇〇〇〇】 株

**出資者（代表企業）**

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】 円

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株

**出資者（構成員）**

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】 円

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株

**出資者（構成員）**

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】 円

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株

※ 提案書の内容に基づいて記載します。



別表 2

市と [●] グループ及び運営事業者が締結すべき契約

契約	当事者
基本契約	市、構成企業、運営事業者
工事請負契約(仮契約を含む)	市、[工事請負事業者]
運營業務委託契約	市、運営事業者
運搬業務委託契約	市、[飛灰運搬企業]
飛灰処理委託契約	市、[飛灰処理企業]